

平成29年度 児童発達支援センター 姫島こども園

児童発達支援 自己評価結果

	チェック項目	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	園は2階建。40人定員に対して、保育室の他、プレイルーム、相談室、多目的室、園庭、室内プールなど十分な設備があります。	
	② 職員の配置数は適切である	法令で必要とされる4対1以上の保育士・児童指導員を配置し、より細やかな支援をめざしています。	一人ひとりの子どもに丁寧に対応できるよう、職員の力量とチームワークを高めていくよう努力していきます。
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	階段の手すりや玄関スロープ、車いすで利用できるトイレなどはバリアフリー化しています。	エレベーターは未設置で、バリアフリーでない所があります。今後改善が必要だと考えています。
	④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	利用者が心地よく過ごせるように、丁寧な掃除、整理整頓を心がけています。	建物が老朽化していて、早急な改修が必要な箇所が出てきています。トイレ、空調など、できるところから改修を行っていきます。
業務改善	⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	PDCAサイクルを意識しながら、担当職員が日々の支援について討議するだけでなく、センター職員全体で情報を共有し、よりよい支援をめざして意見交換しています。	
	⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	毎年、行事や相談会事にアンケートを実施すると共に、年度末に1年間を振り返ったアンケートを実施し、業務のあり方を見直してきました。	平成29年度分から、厚労省の作成した保護者向け評価表を一部修正して実施し、「保護者等からの事業所評価結果」を、ホームページに公表していきます。
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	これまでは、毎年利用児の保護者に文書で公表してきました。	平成29年度分から、厚労省の作成した事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表を一部修正して実施し、「事業所における自己評価」及び「保護者等からの事業所評価結果」を、ホームページに公表していきます。
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	現在は保護者・園職員の2者評価をとっています。	第三者による外部評価については現在実施する予定はありませんが、今後必要に応じて実施を検討します。
	⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	年間の研修計画に基づいて、福祉の基本、障がい・発達の捉え方、対人支援のあり方、虐待防止など、保育・療育・家族支援に関する研修を実施すると共に、法人全体の研修に参加し、資質向上に努めています。外部研修にも積極的に参加し、得た知識を職員全体で共有しています。	引き続き、従来の研修を継続し、個人とチームの支援力の向上をめざします。
適切な支援の提供	⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	子どもの行動観察や直接のやりとり、及び保護者から生育歴・相談歴・子どもの変化・家庭事情・育児の苦労等に関する聴き取りを通して、アセスメントを行い、それを基に職員間で検討、一人ひとりの発達段階に応じた個別支援計画を作成しています。	職員が、子どもの行動を観察する力、子どもの育ちを見る視点、保護者の話を聞く力など、正確なアセスメントができる力を持つように、経験や研修を重ねていきます。
	⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	発達の筋道に照らして、①対人関係 ②コミュニケーション（感情・意思・要求・言葉）③基本的な生活習慣 ④身体運動 ⑤認知・表現など、本人の全体像を捉えつつ、各領域の評価をしています。	知的側面だけでなく、対人関係や情意面を考慮し、知情意のバランスの取れた支援をめざします。

	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	「発達支援」「家族支援」「地域支援」を踏まえ、個別支援計画を立てています。支援内容は、本人の生活において人への信頼、自信、意欲、自尊感情などの育ちに確実に繋がるような項目を選択し、吟味・検討しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	子どもたちが主体的に参加できるよう、一人ひとりの希望や意思、興味を尊重しながら活動しています。内容は自由遊びの他、製作、運動、クッキング、音楽、散歩など、様々な分野が偏らないように組み込んでいます。	自らの支援が個別支援計画に沿ってなされているかどうかを振り返り、必要に応じて見直しできる力をつけられるよう努めます。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	各クラスで子どもの発達状況・興味等を評価し、活動内容を検討しています。	職員一人ひとりの専門性や得意なことを活動プログラムに反映できるようにし、子どもたちにとって有意義な活動プログラムの実現をめざします。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	年間を通して、季節や時期に応じた活動プログラムを立てていると共に、毎月振り返りをしながら、活動内容の見直しを行っています。	職員同士の振り返りだけでなく、保護者からもご意見を伺い、メリハリのある楽しい活動を企画していきます。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	一人ひとりの発達状況については、個別のかかわりと小集団における子ども同士のかかわり・集団活動への参加の仕方・職員による支援の必要度等を総合して評価し、個別支援計画を作成しています。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	毎朝、全職員で朝礼を行うと共に、クラス毎に当日の支援内容や役割分担について確認している。本人の行動、家族（保護者、きょうだいなど）の現状など、気になることやそれへの対処について、職員間での情報共有を心がけています。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	各クラスで活動を振り返り、本人、及び家族（保護者、きょうだいなど）の現状と、気になることやそれへの対処について話し合い、重要な事項については、毎日の終礼において職員間で情報共有を図っています。	重要な問題については、問題解決に向けて、家庭や関係機関との連絡など、できるだけ早期に対処するよう努めています。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	子ども一人ひとりの様子を日誌に記録し、振り返りながら、その成長、状況に合わせて支援内容を検討しています。	子どもの成長発達にとって大切なポイントをしっかりと把握して、その行動や変化を記録できる力を養成します。
	20	定期的にもモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	年2回は、子どもの変化、家族の状況を確認し、それを基に時期の個別支援計画を立てています。親子通園時には保護者から子どもの様子について聞きとり、計画を見直しています。	保護者が目に見える能力面だけでなく、意思・感情・対人関係などの小さな変化に気づき、それを喜びとし前向きな気持ちで育児できるように、支援していきます。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	会議には、児童発達管理責任者、必要に応じて支援スタッフや管理者が参加しています。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	保護者や家族が、育児に大きな困難を抱えている場合は、保護者が安心して相談や支援が受けられるように、子育て支援に関わる関係機関と連絡・連携しながら支援しています。	従来の関係機関に加え、病院の医師・ケースワーカー、地域の民生委員・児童委員とも積極的に連絡・連携を取っていきます。
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		

	⑳	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		
	㉑	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	スムーズな引き継ぎができるように、見学の受け入れや保護者を交えた話し合いを実施しています。	保育所・幼稚園等とは、子どもの成長を共に支えていくために、必要な時は連絡・相談ができるような関係作りをめざします。
	㉒	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	こちらから学校に出向いたり、先生に来園していただいたり、保護者と協力して作成した資料を基に引継ぎの話し合いをするなど、共通理解を図ると共に、保護者が安心できるよう支援しています。	保護者と学校の先生が、子どもの成長を共に支える関係でスムーズなコミュニケーションが取れるよう、積極的な橋渡しの役割を担っていきます。
	㉓	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	大阪市、及び大阪府等の児童発達支援センター、児童発達支援事業所等と情報交換や研修を通して連携しています。	長年の障がい児者支援の経験をもとに、療育・家族支援・職員養成など児童発達支援の共通課題の改善・解決に向けて、積極的な役割を果たしていきます。
	㉔	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	近隣の保育所と交流保育を実施して、障がいのない子どもとのかかわりを持っています。有意義な交流にするために、双方の職員同士が事前事後の話し合いを行っています。	
	㉕	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	こども部会の定例会や職員研修に職員が積極的に参加しています。当園の管理者は区の子ども部会で部長として、参加者と共に部会の活性化を図っています。	今後も、本人主体の支援、家族支援が地域に浸透していくように、積極的に役割を果たしていきたいと思ひます。
	㉖	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	親子通園日(金)には保護者と直接、また単独通園日(月～木)には連絡帳、電話連絡等で、日頃の子どもの様子や発達状況を確認し合っています。	
	㉗	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	定期的なグループ相談、個別相談、子育てセミナー、家族行事等を通して、子どもの立場に立った理解・関わり、子育ての悩みや困難への対処、相談の大切さ等が実感できるように、家族支援に力を注いでいます。	
保護者への説明責任等	㉘	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	運営規定、重要事項、利用者負担などについては、契約時に、契約書、重要事項説明書を基に丁寧に説明を行っています。	
	㉙	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	子どもが健やかに育つためにどんな経験・支援が必要かを保護者と話し合います。保護者と園が子どもの立場に立って、共通の視点を持って子どもを見ることができるよう、個別支援計画を作成しています。	
	㉚	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	親子通園日に、定期的なグループ相談、子育てセミナー(勉強会)、個別相談(定期・随時)等を通して、保護者の育児負担が軽減し元気になるよう相談に力を入れています	保護者が相談上手になるように、様々な機会を通して、相談の意味や大切さを伝えていきたいと思ひます。
	㉛	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	親子通園日における保護者間の交流、グループ相談、勉強会、茶話会、先輩を招いての相談会、家族行事等の開催を通して、保護者同士のつながりを支援しています。	
	㉜	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	園は家族支援を一つの柱と考えているので、障がいのある子のことだけでなく、養育者の状況、家族関係のこと、地域生活のことなどを含め、子育てに関わる様々な相談が受けられるよう体制をとっています。	対応が遅れたり不十分であったりする場合がありました。その都度、迅速で適切な対応に向けて、真摯な姿勢で見直しました。

	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	毎月園だよりを発行し、活動内容や行事予定について発信しています。	利用者にとって、より分かりやすい表現や工夫をしていきたいと思っています。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	毎年、年度初めに保護者アンケートをとり、園内掲示、HP、ブログ、広報誌などへの掲載について確認しています。個人情報が記載された書類に関しては、カギ付きのキャビネットに保管しています。	
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	丁寧な意思確認や感情の汲みとり、傾聴し理解する姿勢を心がけています。子ども、保護者の状態に応じて視覚的支援を行うなど、合理的配慮を行っています。 外国人の家庭には、必要に応じて書類・資料の英訳、通訳の導入をしています。	常に職員が自らの力量を高める努力を継続できるように考えています。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	年1回、もちつき大会を地域住民を招待して行い、センターの活動や支援について広く理解して頂ける機会を作っています。	園のことをより深く知っていただくために機会を増やしていきます。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	各種マニュアルを策定し職員には周知していますが、保護者には十分周知できていないので、いつでも閲覧できるよう見やすい場所に設置予定です。	様々な事態に対して適切な対応ができるように、実際の訓練を積み重ねていきます。親子通園日に保護者と一緒に取り組む機会も設けていきたいと思っています。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	月一回、火災・地震等の非常災害に備え、避難訓練を定期的に実施しています。また、近隣住民、他施設と協力し、合同の避難訓練を定期的に行っています。	非常時等の対応は、災害の発生する時間帯によって、必要な対応が違ってくるので、園バスで送迎中に発生した場合についても検討していきます。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している		
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	すべての児童についてアレルギーの有無を確認し、活動時には該当物質との接触が起こらないよう留意しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	ヒヤリハット事例が起こった際には、毎日の終礼で報告し、その都度報告書を作成、保管し、職員間で共有しています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	マニュアルを策定し、定期的に研修を行っています。	今後も、研修で学んだことが、現場の子どもへの支援や家族への対応にしっかり生かされるように、職員が自らのかかわりを率直に振り返り、気づいたことを互いに指摘し合える関係作りに努めます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	マニュアルを策定し、研修を行っています。保護者には契約時に確認し、個別支援計画の特記事項にも記載しています。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。